

## 外国人雇用、国際規範とズレ 国内合法でも「人権侵害」

2022/7/3 5:30 | 日本経済新聞 電子版



介護の講習を受ける技能実習生（6月、東京都内）

日本の経済活動に欠かせない外国人労働者を巡り、送り出す国や日本の法制度と国際規範とのズレが指摘されている。手数料支払いのために借金を背負う労働者が多い点や転職制限などは国内では合法でも、国際的には「人権侵害」と批判される危険をはらむ。見て見ぬふりをしては、日本企業がグローバルな取引から排除されるリスクとなる。

### 国際規範と外国人雇用の実態

#### 国際規範

労働者からの手数料  
徴収を禁止  
(民間職業仲介事業所  
条約など)



雇い主は移民労働者の  
離職、転職、帰国の自由



#### 実態

技能実習生の多くが  
母国の仲介業者に  
数十万～百数十万円  
の手数料支払い

- 受け入れ企業の事情で  
実習継続が困難な場合  
を除き、転職を禁ずる

を尊重すべき  
(ILO実務指針、  
ダッカ原則など)



を除き転職を制限  
■ 特定技能で転職しない  
ことを約束する誓約書  
を求める企業も

(出所)ILOなどへの取材を基に作成

## 米欧などで「ビジネスと人権」に関する法令 などの制定が相次ぐ

### 英国

2015年

一定規模以上の企業に、奴隷労働・人身取引に関する取り組みを公開するよう義務付ける現代奴隷法を制定

### 米国

16年

関税法改正で、強制労働による製品の輸入差し止め強化



(出所)湯川雄介弁護士への取材などを基に作成

### ドイツ

23年

従業員3000人以上の企業などに人権や環境に関連するリスクの分析を求めるデューデリジェンス法が施行予定

### オーストラリア

18年

売り上げが一定額以上の企業に人権リスクの分析・報告を義務付ける現代奴隷法を制定

グラフィックス 荒川恵美子

「先生、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします」。6月中旬、東京都内の研修施設。新型コロナウイルス対策の入国制限が緩和され、ようやく入国できたベトナムやインドネシアからの技能実習生約20人が日本語や高齢者の介助などを学んでいた。研修を経て介護施設で働き始める。

2021年度の賃金構造基本統計調査によると、実習生の所定内給与は平均16万4千円。最低賃金レベルとはいえ出身国の初任給の数倍水準だ。ベトナム出身の女性（21）は「（入国制限で）2年待っていた。やっと日本に来られた」と笑顔で話す。1月時点で約12万9千人の実習生が入国できずにいた。いま一斉に入国している。

技能実習制度を巡っては年間数千人が勤務先から失踪することが問題視されてきた。要因の一つが、本国の仲介業者などに払う多額の手数料だ。日本での収入を当てにして借金することが多い。想定通り稼げない場合、もっと稼げる仕事に就こうと姿を消すケースが多いとみられる。

実習生の受け入れや支援を担う監理団体が2～3月に実習生約250人にアンケートした結果、半数超が仲介業者に手数料を払ったと答えた。特にベトナム出身者で目立ち、支払った人の6割が70万円以上を負担していた。

こうした実態について「国際規範と乖離（かいり）している」と国際労働機関（ILO）の田中竜介プログラムオフィサーは指摘する。

ILOの民間職業仲介事業所条約は「労働者から手数料または経費を徴収してはならない」と規定する。「公正な人材募集・斡旋（あっせん）に関する一般原則」や実務指針も「募集・斡旋手数料及び関連費用は労働者に一切請求されるべきではない」と定め、費用を請求する業者を通じては労働者と「関わるべきではない」と求める。

条約批准国は日本やフランス、イタリアなど三十数カ国で、アジアの大半の国・地域は不参加だ。原則や指針に法的拘束力はなく、ベトナム政府などは手数料徴収を法律で認めている。

こうした国際規範を重視する企業も出てきた。帝人フロンティアは19年以降、グループ会社で雇う実習生の手数料を肩代わりする「ゼロフィー」に取り組む。

環境安全・品質保証部の岡本真人部長は「ここ数年、取引先の外資系企業が技能実習生の人権問題に言及することが増えた」と説明する。グレーな慣行を放置すれば本人や生産現場に悪影響を与えるだけでなく、社会的信用を損ないかねないとの判断で「外国人を雇用する以上は避けられないコストとして負担すべきだ」と話す。

背景には、企業に人権侵害防止を求める「ビジネスと人権」の考え方がある。グローバル企業の委託先工場などで人権侵害が相次ぎ判明した結果、取引先も含めたサプライチェーン（供給網）全体で対策を求める動きが欧米などで強まった。11年採択の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は人権への「負の影響」を特定・防止・軽減する「人権デューデリジェンス」などを企業の責任として挙げる。

ビジネスと人権に詳しい湯川雄介弁護士は「欧米を中心に国内法を定める動きが広がっている」と指摘する。英国では15年に現代奴隷法が制定され、一定規模の企業・団体に対策の開示を義務付けた。ドイツでは23年に人権デューデリジェンスを大企業に義務付ける。

技能実習生の転職制限も問題が指摘される。実習生は原則、当初3年間は別の企業に移れない。在留資格「特定技能」でも雇用主が外国人材に「転職しない」といった誓約書への署名を求める例がある。

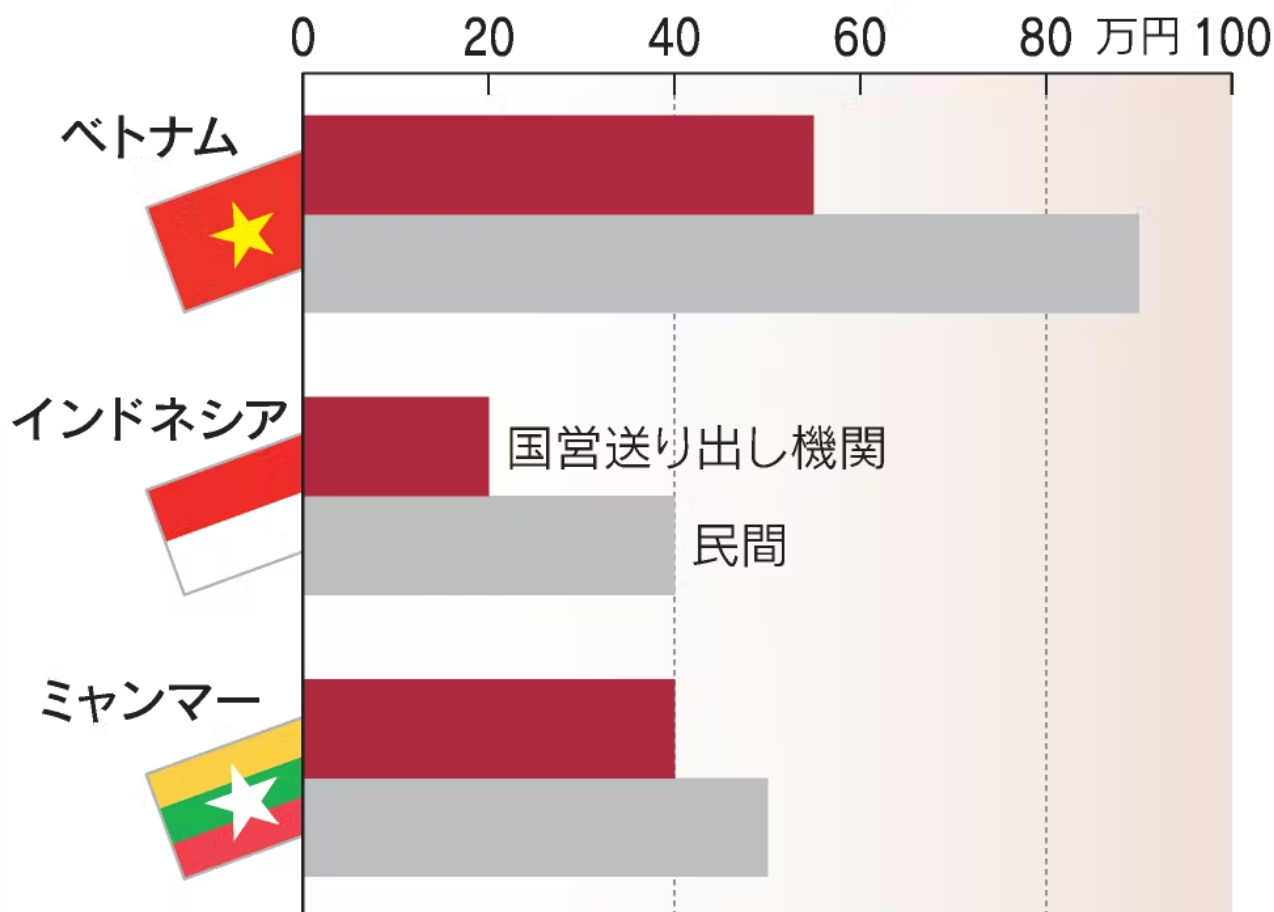
ILOの実務指針は「雇い主は移民労働者の離職、転職、帰国の自由を尊重すべき」と定める。国際シンクタンク「人権ビジネス研究所」が12年に公表した「尊厳のある移民のためのダッカ原則」でも「当初の契約の終了時、または締結2年後のいずれか早い時期以降、求職・転職を妨害してはならない」と記す。

外国人雇用に詳しい杉田昌平弁護士は「欧州を中心に移住労働者の人権への関心が高まっており、問題が発覚すれば企業の評判が大きく傷つきかねない」と警鐘を鳴らす。「国内法令を順守するだけでなく、国際世論の要求水準を満たして労働者を保護することが重要になりつつある」と話す。

## 〈Review 記者から〉日本からは正働きかけを

移住労働者の保護を目的とする国際労働機関（ILO）の条約は、アジアの送り出し各国が批准しておらず、十分機能していないのが実態だ。日本側から各国に是正を働きかける必要がある。

## 仲介手数料の水準は国によって異なる



(注) 最大値を比較。出所は国立社会保障・人口問題研究所の是川夕国際関係部長らの調査報告

国立社会保障・人口問題研究所の是川夕国際関係部長によると、アジア各国では民間仲介業者が人材募集や研修などを担い、労働者が手数料を負担するのが一般的だ。送り出しから受け入れまで政府間で行う韓国も、実際には労働者が民間ブローカーに手数料を支払っているケースがあり、失踪トラブルを防げていない。

是川部長らの調査では、ベトナムの手数料は1人当たり40万～90万円程度。インドネシアは15万～40万円、ミャンマーは30万～50万円程度で、徴収を禁止しているフィリピンでは確認されなかった。日本行きの希望者が多い国で手数料が高騰しているという。

在留資格「特定技能」の創設から3年。技能実習法の施行からもまもなく5年となるのに合わせ、法務省は両制度の見直しを検討する。是川部長は「国境をまたいで発生している問題は、日本側の制度を変えるだけでは解決しない」と指摘する。

日本政府も放置しているわけではない。古川禎久法相は6月下旬にベトナムを訪問し、政府関係者に悪質な仲介業者の排除を求めた。こうした働きかけを強め、雇用実態を国際規範に近づける努力が欠かせない。

(外国人共生エディター 覧具雄人)

■ **人権デューデリジェンス** 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」は企業の責任として、人権への負の影響を特定し、防止・軽減する「人権デューデリジェンス」の実施を求める。自社だけでなくサプライチェーン上の悪影響も対象となるのが特徴だ。具体的な方法には様々な指針がある。経済協力開発機構（OECD）が2018年に定めたガイダンスは強制労働、賃金差別、ハラスメントなどを挙げ▽企業方針や経営システムへの導入▽負の影響の特定や防止・軽減▽追跡調査——などのプロセスを定める。経済産業省が21年に上場企業などを対象に行ったアンケートでは人権デューデリ実施率は52%だった。経産省は今夏にも指針を公表し、取り組みを促す方針だ。

**【関連記事】**

- ・ [御社の人権侵害、我が社のリスク 支援組織幹部が警鐘](#)
- ・ [企業の人権侵害、供給網で把握・改善 政府が指針作成へ](#)
- ・ [「人権」が財務リスクに サプライチェーン見直し急務](#)

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。

Nikkei Inc. No reproduction without permission.